

琵琶湖・淀川流域連携促進動画制作業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 業務名
琵琶湖・淀川流域連携促進動画制作業務
- (2) 業務の目的及び内容
琵琶湖・淀川流域連携促進動画制作業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務期間
契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで
- (4) 委託上限額
2,083,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 スケジュール

本スケジュールは実施要領公表時点の予定であり、今後必要に応じ変更することがある。

令和6年8月 2日（金）	実施要領等の公表・配布
令和6年8月 14日（水）	質問書の提出期限
令和6年8月 21日（水）	参加申込書等の提出期限
令和6年8月 29日（木）	企画提案書等の提出期限
令和6年9月 6日（金）	事業者選定委員会
令和6年9月下旬	契約締結、業務開始
令和7年3月 31日（月）	業務完了

3 公募参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 関西広域連合を構成する2府6県4政令市（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市。以下「構成団体」という。）に事業の拠点（本店のほか支店、出張所等を含む）を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 構成団体の地方税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (5) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、構成団体の競争入札において指名停止又は参加資格停止措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (8) 複数の法人等による共同企業体で提案する場合は、構成員となるすべての法人等が(1)～(7)の要件を満たすこと。なお、共同企業体の構成員が別の共同企業体の構成員となり、又は単独で応募することはできない。

4 実施要領等の配布

- (1) 実施要領等の配布開始日
令和6年8月2日(金)
- (2) 配布方法
関西広域連合ホームページからのダウンロードによる。
HP：<https://www.kouiki-kansai.jp/nyusatsu/9785.html>

5 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間
公募開始日から令和6年8月14日(水)午後5時まで
- (2) 提出方法
- ア 電子メールで「biwako-yodogawa@kouiki-kansai.jp」宛てに送付すること。
 - イ 「質問票【様式3】」を添付すること。
 - ウ 件名に「【質問票提出】琵琶湖・淀川流域連携促進動画制作業務公募型プロポーザル(企業名)」と明記すること。
 - エ 電子メール送信後必ず電話で到着確認をすること(電話番号：06-4803-5674)。
ただし、到着確認の電話の受付時間は、平日の午前10時から午後5時までとする。
 - オ 口頭、電話による質問は受け付けない。
 - カ 質問への回答は関西広域連合ホームページ
(<https://www.kouiki-kansai.jp/nyusatsu/9785.html>) に掲示し、個別には回答しない。

6 応募の手続き

本プロポーザルに参加を希望する者の受付手続き等は、以下のとおりとする。

- (1) 参加申込書等受付期間
公募開始日から令和6年8月21日(水)午後5時まで(必着)
ただし、持参する場合の受付時間は、平日の午前10時から午後5時までとする。

(2) 企画提案書等受付期間

令和6年8月22日(木)から令和6年8月29日(木)午後5時まで(必着)
ただし、持参する場合の受付時間は、平日の午前10時から午後5時までとする。

(3) 受付窓口

関西広域連合本部事務局地方分権課

〒530-0005 大阪市北区中之島5丁目3番51号 大阪府立国際会議場11階

電話：06-4803-5674(直通)

FAX：06-6445-8540

e-mail: biwako-yodogawa@kouiki-kansai.jp

(4) 提出方法

ア 持参又は郵送によること。郵送の場合は、記録の残る書留郵便とし、上記受付窓口へ提出期限までに届いていること。持参の場合は事前に受付窓口へ連絡すること。

イ 7(2)①～⑤の提出書類については、全てPDF化し、1つのファイルに結合したうえで、提出期限までにメールにより上記受付窓口(biwako-yodogawa@kouiki-kansai.jp)へ提出すること。

(5) 費用の負担

応募に要する経費は、全て応募者の負担とする。

7 提出書類

(1) 参加申込時提出書類

	書類名	内容、記載を要する事項等	部数
①	参加表明書	【様式1】により作成すること。	1部
②	誓約書	【様式2】により作成すること。	1部

(2) 企画提案時提出資料

提出する部数(正本1部、副本4部)のうち**副本4部は、企画提案者の社名及び社名を連想できる記述(URL、メールアドレス、子会社等の関連会社など)を黒塗りにするなど不可視にすること。**

なお、参考資料として添付するパンフレット等の既製物については、この限りでない。

	書類名	内容、記載を要する事項等	部数
①	企画提案書	用紙はA4判(図や表等について、A3判をA4判に織り込むことも可)とし、ページ数は10ページ以内(その他の提出書類を除く)で作成すること。 文字サイズは10.5ポイント以上とし、各ページにページ番号を付与すること。 以下の点については記載すること。 ①業務について基本的な考え方 ②企画・演出提案内容 ③業務実施体制およびスケジュール ※真に必要な場合を除き、個人の情報や、これを類	正本1部 副本4部

		推できるような事項を記載しないこと。	
②	価格提案書(見積書)	企画料、制作費、管理費など積算内訳を詳細に明記し、本業務に係る一切の経費を記載すること。 ※消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。 ※様式は任意	正本1部 副本4部
③	会社概要	【様式4】により作成すること。(参考資料としてパンフレット等を追加で添付することができる。)	正本1部 副本4部
④	業務実績	【様式5】により作成すること。今回の業務と同様の業務をこれまで実施した実績(過去5年間)について記載すること。	正本1部 副本4部
⑤	共同企業体関係書類 ※共同企業体で参加する場合のみ	(1) 共同企業体届出書 (2) 共同企業体協定書 (3) 構成員すべての委任状 (4) 使用印鑑届	各1部

(注) 宛名を記載する場合は、すべて「関西広域連合 広域連合長 三日月 大造」と記載すること。

(3) 応募書類の取扱い

- ア 応募書類は、本プロポーザルに係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、関西広域連合情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- イ 応募書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は、返却しない。
- エ 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(4) 留意事項

- ア 企画提案書の提出は、1 応募者につき1 提案とする。
- イ 仕様書を踏まえ、明確かつ具体的な提案を作成すること。
- ウ 書類提出後の差し替えは認めない(関西広域連合が補正等を求める場合を除く)。
- エ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出ること。

8 審査の方法

関西広域連合に設置する選定委員会において、提出された企画提案書等を基にその内容を総合的に審査する。

(1) 選定委員会

最優秀提案事業者の選定に係る審査のため、選定委員会を設置する。なお、選定委員会は非公開とする。

(2) 審査方法

- ア 提出された企画提案書等に基づき、以下の(3)に示す審査基準により各委員がその内容を採点する。

イ プレゼンテーション審査を実施する場合は、8月29日（木）以降に応募者に対し別途通知する。

ウ プレゼンテーション審査においては、企画提案書等に加えてサンプル動画を用いることができる。

（３）審査基準

評価項目	評価内容	配点
提案内容	本業務委託における動画制作の趣旨を理解した上で、趣旨に沿った内容となっているか。	10点
	琵琶湖・淀川流域における水のつながりや流域の一体性を感じられる内容となっているか。	10点
	琵琶湖・淀川流域の現状や歴史的変遷、課題等について理解が深まる内容となっているか。	10点
	琵琶湖・淀川流域の魅力が伝わる内容となっているか。	10点
	子どもにも分かりやすい内容となっているか。	10点
	万博来場者の目を引くクリエイティブな内容となっているか。	10点
	業務内容に応じた適正な実施体制（責任者、人員、役割分担等）となっており、業務を円滑に遂行することができるか。	5点
	適正な業務スケジュールが示されているか。	5点
業務実績	本業務と同種・類似業務の実績があるか。 （4件以上：5点、3件：4点、2件：3点、1件：2点、0件：1点）	5点
合計		75点

【配点基準】各項目について、下表の5段階で評価する。（業務実績は除く）

配点	極めて優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
10点	10点	8点	6点	4点	2点
5点	5点	4点	3点	2点	1点

（４）（３）により最も高い得点を獲得した者を最優秀提案事業者として選定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

なお、最優秀提案事業者の評価点が審査の結果、75点満点中45点未満の場合は採択しない。

（５）（４）により選定された者と関西広域連合は、契約締結に向けて細目について協議を行う。協議に際しては、関西広域連合は提案に対し修正を求めることができるとし、選定された者はこの求めに対して協議に応じなければならない。なお、協議が不調の場合は、（４）により順位付けられた上位の者から順に、契約候補者として契約締結に向けた交渉を行う。

- (6) 企画提案の採否（審査結果）は、提案者全員に文書にて通知するとともに、関西広域連合ホームページ（<https://www.kouiki-kansai.jp/nyusatsu/index.html>）において公表する。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- (7) 審査対象からの除外（失格事由）
- 次のいずれかに該当した場合は失格とする。
- ア 「1（4）委託上限額」に記載する額を超える見積額で提案すること。
 - イ 提出書類に虚偽の記述をすること。
 - ウ 提出期限内に所定の書類を提出しないこと。
 - エ 「3 公募参加資格」を満たしていないこと。
 - オ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
 - カ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - キ 事業者選定終了までの間に他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
 - ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と関西広域連合との間で協議を行い、契約を締結する。
- (2) 採択された提案について、採択後に関西広域連合と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
- ア 構成団体から入札参加停止の措置を受けている者
 - イ 構成団体を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (5) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出したとき。
 - イ 過去2年間に於いて、国又は地方公共団体等に関係する業務で、本業務と同程度の契約履行実績が3件以上あり、かつ不履行がないとき。
- (6) 契約相手方は、関西広域連合の承認を受けず、再委託をしてはならない。関西広域連合は、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、再委託の承認をしない。
- ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。
- ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合

10 その他

応募提案に当たっては、実施要領、仕様書等を熟読し遵守すること。